

組合員各位

トヨタ関連部品健康保険組合

あん摩・マッサージ・指圧、はり・きゅう療養費申請にかかる
医師の同意書取扱いの変更について（ご案内）

平素は当組合の事業運営にご理解とご協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、この度、制度改正に伴いあん摩・マッサージ・指圧、はり・きゅう療養費申請にかかる医師同意書の取扱いが変更となりましたので、下記の通りご案内いたします。何卒、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1. 変更日

2018年10月1日以降

2. 変更内容

	旧取扱い（～2018.9/30）	新取扱い（2018.10/1～）
① 有効期間	3ヵ月	6ヵ月
② 同意方法	書面 or 口頭	書面のみ（口頭不可）
③ 電話同意	可	不可（要医師診察）

※同意書・再同意書の交付日が10月1日以降のものから新取扱いとなります

参考例) ① 9月15日同意書交付…旧取扱い：平成30年11月30日まで有効

②10月1日同意書交付…新取扱い：平成31年3月31日まで有効

3. 留意事項

変更日以降、上記内容と異なる同意書の取扱いが判明した場合は、療養費の給付ができかねる場合がございます。

また、制度改正に伴い、申請書の内容が一部変更となっております。10月施術分以降の申請は最新の申請書をご使用ください。

以上

【担当・問合せ先】

資格給付グループ（TEL:0565-41-7413）